

議事録

委員会：第1回荒川区消防団運営委員会

日時：令和7年12月12日（金） 14時00分から14時50分まで

場所：荒川区役所4階庁議室

1 開会

【地域防災担当課長】

皆さん、こんにちは。それでは定刻前ではございますが、お揃いになられましたので、ただ今から荒川区消防団運営委員会を開催させていただきます。委員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます荒川区区民生活部地域防災担当課長の宮崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。以後、着座にて失礼いたします。

それでは最初に、お手元に配付をしました資料の確認をさせていただきます。最初が次第、その次に委員の皆様の名簿、その次にクリップ留めの資料一式となってございます。また、報酬の支払いのある方が対象とはなりますが、その下にクリアファイルに入りました支払金口座振替依頼書をご用意させていただいております。会議終了後に回収をさせていただく用紙となりますので、内容をご確認の上、一箇所ご署名いただく部分がございますのでご記入をお願いできればと存じます。

また、新たに委員にご就任いただいた方には委嘱状も置いてございますので、後ほどご確認をよろしくお願ひいたします。

それでは、はじめに、荒川区消防団運営委員会の委員長であります滝口区長からご挨拶を申し上げます。委員長、よろしくお願ひいたします。

2 委員長挨拶

【滝口委員長】

荒川区消防団運営委員会委員長の滝口でございます。今日はお忙しい中ご出席をいただき誠にありがとうございます。日頃から皆様には消防防災行政はじめ、区政全般にわたりさまざまなお立場からご協力をいただいていることに心から感謝を申し上げたいと思います。

今年の6月23日付で、東京都知事から、切迫する首都直下地震に備え、効果的な活動の実現に向けた災害活動力の継続的な強化方策についてという諮問がございました。本日も含めて3回にわたり運営委員会を開催し、皆様からご意見をいただき、答申をまとめていきたいと考えております。限られた時間となりますけれども、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただければ幸いでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3 委員紹介

【地域防災担当課長】

委員長、ありがとうございました。それでは次第に従い進めさせていただきます。

まず、委員のご紹介をさせていただきます。恐縮ではございますが、委員の皆様を名簿順にお名前をお呼びいたしますが、特にご起立等はいただかなくても結構でございますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは改めまして、本委員会の委員長でございます荒川区長の滝口委員長です。

【滝口委員長】

よろしくお願ひします。

【地域防災担当課長】

荒川防火防災協会会長、村田委員です。

【村田委員】

村田です。よろしくお願ひします。

【地域防災担当課長】

尾久防火防災協会会長、鈴木委員です。

【鈴木委員】

鈴木です。よろしくお願ひいたします。

【地域防災担当課長】

荒川区議会からは、6名の方にご出席いただいております。西川委員です。

【西川委員】

西川でございます。よろしくお願ひいたします。

【地域防災担当課長】

夏目委員です。

【夏目委員】

よろしくお願ひいたします。

【地域防災担当課長】

松田委員です。

【松田委員】

よろしくお願ひいたします。

【地域防災担当課長】

竹内委員です。

【竹内委員】

竹内です。よろしくお願ひいたします。

【地域防災担当課長】

北村委員です。

【北村委員】

北村です。よろしくお願ひします。

【地域防災担当課長】

久家委員です。

【久家委員】

久家です。よろしくお願ひいたします。

【地域防災担当課長】

続きまして、尾久消防署長、五十嵐委員です。

【五十嵐委員】

五十嵐です。どうぞよろしくお願ひします。

【地域防災担当課長】

荒川消防署長、金田委員です。

【金田委員】

金田と申します。よろしくお願ひします。

【地域防災担当課長】

荒川消防団長、寺島委員です。

【寺島委員】

寺島です。よろしくお願ひいたします。

【地域防災担当課長】

尾久消防団長、波多委員です。

【波多委員】

波多でございます。よろしくお願ひいたします。

【地域防災担当課長】

最後に事務局を紹介させていただきます。荒川区区民生活部長、上田部長です。

【荒川区区民生活部長】

上田です。よろしくお願ひします。

【地域防災担当課長】

防災課長、鎌田課長です。

【防災課長】

鎌田でございます。よろしくお願ひします。

【地域防災担当課長】

荒川消防署警防課長、石田課長です。

【荒川消防署警防課長】

石田です。よろしくお願ひいたします。

【地域防災担当課長】

尾久消防署警防課長、村上課長です。

【尾久消防署警防課長】

村上です。よろしくお願ひいたします。

【地域防災担当課長】

皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は2名の委員がご都合により欠席しておりますが、委員会の定足数は満たしておりますので、ここで報告をさせていただきます。

続きまして、本委員会の公開についてお知らせいたします。本委員会は、東京都附属機関等設置運営要綱に基づき、審議及び議事録が公開となります。ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

次に、消防団運営委員会について簡単に説明をさせていただきます。特別区におきまして、消防は東京都がその管理を担うことになっております。消防団につきましても、東京都がその事務を担っております。特別区の役割ですが、こちらは東京都の条例におきまして、消防団長の任命、消防団運営委員会の設置などを担うこととなってございます。本委員会におきましては、東京都

知事の附属機関として特別区ごとに設置されており、消防団の運営を円滑に行うことを目的としてございます。区長が委嘱する委員をもって構成され、都知事の諮問に対して議論を行い、都知事へ答申を行うこととなっているものでございます。

それでは、議事に移らせていただきます。これ以後の議事進行につきましては、委員長にお願いいたします。

4 報告事項

前回の諮問事項に係る対応方針について

【滝口委員長】

それではお手元の次第に従い、議事を進めさせていただきたいと思います。

次第4の報告事項として、前回の諮問事項に係る対応方針についてですが、昨年度、本運営委員会として東京都知事宛てに答申を取りまとめました。この度、特別区全体の答申内容を踏まえて今後の対応方針が示されましたので、事務局から報告をお願いいたします。

【荒川消防署警防課長】

前回、事務局を務めました荒川消防署の警防課長をしております石田と申します。よろしくお願いいたします。

前回の答申と、それを踏まえた東京消防庁の対応方針につきまして、資料1-1、1-2により報告をさせていただきます。資料の1-1と1-2をご覧ください。

今、委員長からもありましたとおり、前回は、「変化する社会情勢に適応し特別区消防団の組織力を向上させ住民の負託に応え続ける方策はいかにあるべきか」という諮問がありました。資料1-1が、前回の荒川区消防団運営委員会の答申の概要となります。資料1-2につきましては、東京23区全部の消防団運営委員会の答申を踏まえた東京消防庁としての対応方針となります。資料の赤字でゴシック体の部分、番号を振ってございますけれども、こちらが東京消防庁の対応方針に反映されたものとなります。資料1-1を使い、区の答申の概要を見ながら説明をさせていただきます。

資料のオレンジのところ、課題1、「地域防災の要である消防団として、変化及び成長をしていくことが重要である」という部分のところの①から順番に説明をさせていただきます。①火災予防や救命に関する知識・技術の伸長を図る。②機能別消防団制度の周知。③実戦的な訓練を導入する。④新たな研修の受講等を推進する。⑤女性がより活動しやすい環境を整備する。⑥現在配置されているMCA無線機の代替機を検討する。⑦スマートフォンを活用した消防団への情報の伝達方法を検討する。⑧災害対応や指揮判断に有効なアプリの導入を推進する。⑨軽量化破壊器具等の配置を検討する。こちらは、資器材を軽量化するという意味となります。

続きまして、課題2、「活動力を地域で発揮していくことで、地域住民の負託に応え続けることが重要である」という部分から、⑩e-ラーニングを活用した教養を実施する。⑪特殊技能団員や消防団業務に有効な知識・技術を有する団員による講話や教養の機会を創出することで、消防団組織の活性化を図る。⑫操法大会について、訓練のあり方や実戦に沿った内容への見直しを行い、操法訓練で基本を習得した後、より実戦的で、火災現場に即した活動訓練を推進する。⑬S

SNSなど若い世代にも届く広報活動を展開する。⑭大規模災害団員の入団促進を図る。⑮消防団が地域住民にとってより身近で頼られる存在となるよう、祭礼等の警戒活動や防災訓練等の計画段階から団員が積極的に参画していく。⑯地域や各学校での防災思想の普及や操法大会の見学などを推進し、消防団への理解促進を図る。以上のとおり、答申の多くの内容が東京消防庁の対応方針に反映されております。こちらにつきましては、1-2にも同じように番号を振っておりますのでご確認いただければと思います。

なお、この対応方針を踏まえた具体的な対応策につきましては、今後、東京消防庁防災部消防団課で検討し、各消防団、各消防署に示されることとなります。以上で、前回の報告については終了させていただきます。

【滝口委員長】

ご説明ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問等がございましたらお願ひをいたします。何かございますでしょうか？どうぞ、夏目委員。

【夏目委員】

初めて、この委員会に参加するのですけれども。初歩的なことになるのですが、SNSを使った電子化や入団の拡大みたいなことは課題にあげられていたと思うのですけれども、今、どうなっているのでしょうか？

【荒川消防署警防課長】

今、インターネットで募集をしたりということはもちろんやっております。ただ、具体的なSNSを使ってということがまだそこまで進んでおりませんので、さらに若い世代に訴えかけるようなものをこれからやっていこうということで答申であげて、それを東京消防庁のほうで全体として取り入れていくという検討をこれからしていくという内容となります。

【夏目委員】

わかりました。ありがとうございます。

【松田委員】

いいですか？

【滝口委員長】

はい、どうぞ、松田委員。

【松田委員】

今の夏目委員にちょっと関連するのですけれども。私は竹内委員と消防団に入らせていただいて活動しているのですけれども、消防団員として、今のSNSとかに関しては、あげてはいけないと決められていると思うんですね。我々は議員であるということもあるので控えているところ

もあるのですけれども、団員の人が、今のこの時代、大会とかをやっている様子をちょっと写真で撮ってあげるということをしていた人がいたんですね。でも、これはいけないんだよということをある時注意をされたことがあったんです。数年前だったと思うんですけれども。これは変わらず、あくまでも、この内容は消防署というか、消防団・・・。

【荒川消防署警防課長】

募集活動のほうですね。

【松田委員】

募集活動の中の意味であって、今、日々の活動状況を多くの人に知ってもらうためというのは・・・。これを発信する側というのは消防署のほうだと考えてよろしいんですよね？

【荒川消防署警防課長】

消防署でもやっております。個人で出していただいて広がるというのは非常にありがたいので、本当はお願いをしたいところなんですけれども。個人情報の関係とか、災害情報ですと個人のお宅が特定されるようなものについては、やはりまずいというのがありますので、情報の出し方について少し注意が必要というところはあります。なので、そこは全てが駄目ということではないんですけども、少し出し方に注意が必要というところはございます。

【松田委員】

荒川区というわけではなく、地方のほうで発信した方がいて、それはいけないよということがニュースにあげられていたりしたのは覚えているので、本当に注意をしないといけないことなのですが・・・。多くの人に消防団というのはこんなことをやっているんだよということを身边に感じられるような発信というのは、SNSも当たり前のツールになっていると思うので、制限はしなくてはいけないと思うんですけれども、今後、こういったことを駆使して、若い人にも意識を持ってもらう、興味を持ってもらうということも必要になってくるのかなと思いました。非常に難しいとは思うのですけれども、ぜひ、今後考えていただければと思います。

【荒川消防署警防課長】

ありがとうございました。その辺りも含めて、東京消防庁防災部消防団課で、SNSのあり方も含めて検討をして対応策が出ると思います。

【松田委員】

ありがとうございます。

【荒川消防署警防課長】

よろしくお願ひいたします。

【滝口委員長】

他にありますか？久家委員。

【久家委員】

15番のところですけれども、消防団は、特に荒川では祭礼とかを活発にやっていると思うのですけれども、そういうところのこれまでの関わり方というのはどういったものがあるのですか？

【荒川消防署警防課長】

お祭りがありますと、消防特別警戒ということで、火災予防はもちろんですけれども、お祭りで倒れる方が出た場合の救護活動ですね。そういうことをやるために、詰所ではないですけれども、消防団、消防職員が、消防特別警戒という形で詰めております。今回、諏訪神社の祭礼でも、実は倒れた方がいらっしゃいまして、消防団の方がいち早く駆けつけて救命をしたという事例も発生しております。そういうお祭りの時に火災予防、火災が発生した時の対応、急病人が発生した時の対応ということで警戒を行っております。

【久家委員】

ありがとうございます。これはちょっと可能かどうかわからないのですけれども。例えばお祭りとかに参加されている方は若い方も多いですし、地域の活動に積極的な方も多いと思うんですね。消防団員の方々との付き合いもある程度あると思うので、例えばこういったところで入団促進のためのPRとか、何かできることがないのかなと思うのですけれども、そういったことは今までされているのでしょうか？

【荒川消防署警防課長】

警戒中、張り付いている時に待っているということはありますので、そういう時に、できる時は募集活動とかも一緒にやるんですけれども。ただ、さらに深めていく、広げていくということは検討の余地があると思いますので、そちらについては、ぜひ、考えていきたいと思います。

【久家委員】

わかりました。ありがとうございます。

【滝口委員長】

他に何かありますでしょうか？よろしいですかね。それでは、答申につきましては、以上とさせていただきます。

5 議題

今回の諮問事項について

【滝口委員長】

続きまして、5の議題、今回の諮問事項について事務局から説明をお願いいたします。

【尾久消防署警防課長】

事務局の尾久消防署警防課長の村上と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、資料2から9までの説明をさせていただきます。

はじめに、資料2をご覧ください。先ほど、委員長からもありましたとおり、令和7年6月23日付、東京都知事から荒川区消防団運営委員会委員長宛ての諮問となります。今回の諮問事項につきましては、切迫する首都直下地震に備え、効果的な活動の実現に向けた災害活動力の継続的な強化方策についてとなっております。なお、詳細につきましては、次の資料3で説明をいたしますので、資料3をご覧ください。審議期間につきましては、令和7年7月から令和9年3月まで、答申期日は令和9年3月31日となっております。

次に、諮問の趣旨につきまして読み上げさせていただきます。

令和6年元日に発生した能登半島地震では、輪島市での大規模火災など17件の火災が発生し、消防団は自ら被災しながらも地域住民の命を守るため、避難の呼びかけや消火活動など懸命な活動を展開されました。首都直下地震では600件を超える火災が発生すると想定されており、地域住民の安全安心を守るには、消防署隊との連携した訓練や活動はもちろん、消防団が主体的に実戦的な訓練を推進し、災害時に確実かつ効果的な活動を展開していくことが重要であり、地域の被害を軽減するためには、消防団の存在が必要不可欠です。その実現に向けては、地域社会の多様化に対応するためにさまざまな主体との連携や取り組みに関する検討を進めるとともに、消防団の災害活動力を継続的に高めることが重要であり、併せて、消防団員の負担軽減にも配慮した取り組みが求められます。これらを踏まえ、切迫する首都直下地震などの大規模災害に備え、効果的な活動の実現に向けた災害活動力を継続的に強化していくための方策について諮問するものです。

以上の内容を踏まえ、次の趣旨の下に記載してありますが、そこからは課題と検討事項、方向性についてまとめてあります。

まずは諮問の趣旨を踏まえ、課題を抽出いたしました。緑の表示のところになりますけれども、課題1として、災害対応力の強化と訓練の実効性を高めることが重要である。課題2として、消防団員の負担軽減と活動環境の最適化が重要である。この2点になります。

ここで課題に対する説明等に移る前に、荒川区消防団の特性をご理解いただくために、荒川区消防団の現況、区内災害状況、装備資機材の状況、主な訓練内容について説明をいたしますので、資料5をご覧ください。

まずは定員数に対する団員の充足率になりますが、12月1日現在の数値で、荒川消防団は現員数が214名、充足率71.3%となっております。尾久消防団につきましては、現員数が160名、充足率80.0%となっております。なお、特別区消防団58団の充足率につきましては、12月1日現在、84.8%となっております。次に、荒川区両消防団の居住地団員と勤務地団員の割合ですが、居住地団員が82%、勤務地団員が18%。居住地団員の割合が高くなっております。特別区の消防団につきましては、居住地団員が76.2%となっております。

次に、男性、女性の内訳になります。両消防団とも男性が約70%、女性が約30%となっており、

平均年齢、荒川消防団が 50.4 歳、尾久消防団が 53 歳となっております。両消防団の平均年齢が 51.7 歳となり、六方面内の平均値とほぼ同数になっております。

続きまして、資料 5 の裏面をご覧ください。こちらは両消防団の可搬ポンプの所有数になります。荒川消防団が 17 台、その内、可搬ポンプの積載車が 7 台。尾久消防団につきましては 14 台、その内、可搬ポンプの積載車が 5 台という状況になっております。

次に、災害発生状況になります。資料 6 をご覧ください。こちらも 12 月 1 日現在の数値になっております。火災件数につきましては、荒川消防署が 42 件、尾久消防署が 24 件。焼損床面積につきましては、荒川消防署 335 平方メートル、尾久消防署 26 平方メートル。火災による死者、荒川消防署が 2 名、尾久消防署が 0 名となっております。次に、一番下に記載の荒川区内の主な出火原因について。こちらについては、件数の多い順に上から記載しております。タバコ、電気配線器具等、放火・放火疑い、ガス器具等の順に件数が多くなっている状況になっています。

続きまして資料 7 、装備資機材の状況になります。こちらの資料につきましては、東京都及び荒川区配置の資機材を消火、救助・救急、情報伝達、照明、その他の項目ごとにまとめた資料になります。なお、荒川区からは各消防団、各分団に 1 機ずつ、平成 28 年に救命ボートが配置されております。

次に、消防団の現在の主な訓練内容になります。資料 8 をご覧ください。訓練を消火活動、救助活動、その他の分類に分け、それぞれ訓練内容を記載しております。まずは消火活動では、可搬ポンプやホース等を活用した放水を主眼とした訓練を。救助活動では、荒川区から配置されております救命ボートを活用した訓練や震災時を想定したチェーンソー及び担架を活用した訓練を。その他として、規律訓練や配置されている各種資機材等の取り扱い訓練などを年間を通して行っています。基本的には、両消防団とも、月 1 回程度の活動を計画に基づいて実施している状況になります。

それでは、大まかに荒川区消防団の現状をご理解いただいた上で、資料 3 にお戻りください。課題と検討事項等について説明をいたします。諮問の後段にするとおり、切迫する首都直下地震などの大規模災害に備え、効果的な活動の実現に向けた災害活動力の継続的な強化が求められております。これまで消防団は各種訓練を通じ、団員個々の能力の向上を図り、災害に対応してきたところですが、昨今的人口減少や高齢化の進展、IT 技術の進展を背景とした働き方の多様化などといった現象については、荒川区でも同様の状況にあるものと考えられます。このことは、荒川区消防団の組織力の基礎となる団員組織体制そのものへの影響があるものと考えられます。このような情勢を踏まえ、諮問内容の実現のため、課題として先ほど説明した課題 1 と 2 を抽出し、それぞれの課題に対して検討事項とその方向性を整理いたしました。

まず、課題 1 に対する検討事項①については、首都直下地震を想定した実践的な訓練の定着についてになります。ホース延長や放水を伴う訓練については、団員一人ひとりの訓練機会の創出を考えますと、可搬ポンプの運用要領やホース延長といった部分的な訓練や、一連の火災対応訓練といった総合的な訓練を取り入れるなど、実践的な訓練の推進が必要となります。このことから、検討の方向性として、効果的かつ効率的な訓練の推進方策、e-ラーニングシステムを有効に活用した教育訓練体系の構築、訓練経過や内容の見える化の推進、実災害に即した署隊との連携訓練の推進、震災時における長時間の活動継続を視野に入れた訓練の検討などをあげ、発生が

危惧されている首都直下地震を想定した実践的な訓練を定着させるための方策を検討していきたいと思います。

次に、検討事項②、消防団が企画実施する主体的な訓練の推進と充実についてになります。消防団の方々が持ち合わせている能力、経験は異なります。このことから、団員のどの層にターゲットを定めて、どのような訓練を実施することが必要なのか、荒川区消防団として訓練の目的と成果を意識した訓練を推進していく必要があります。このことから、検討の方向性として、地域特性に応じた訓練内容や方策、訓練場所として東京消防庁の方面訓練場や消防署の訓練施設の有効活用に向けた方策などをあげ、荒川区のリスク特性を踏まえ、消防団が主体となった大規模災害を想定した実践的な訓練の推進と充実を図るため、経験の少ない団員を対象とした教育訓練体制、経験豊富で活動の中心となる団員の指導体制など、活動能力向上のための人材育成を行うといった観点をも踏まえ、方策について検討していきたいと思っております。

続きまして、課題2に対する検討事項①になります。消防団活動の効率化による負担軽減についてになります。先の課題1において、訓練内容、方法が検討事項としてあげられたところですが、これまでの消防団活動にさらなる訓練の追加となれば、消防団員への負担はかなり増えることになります。消防団員に対する地域の方々からの期待値は高く、団員の皆さんも訓練の必要性については十分理解しているところですが、これを負担として受け止められることで、マイナス効果として退団へつながる懸念等も予想されます。このことから、検討の方向性として、目的の達成はこれまでと変わらずに消防団員の負担を軽減するため、これまでの消防団活動を再評価し、消防団運営の効率化、資機材の機能性や利便性向上に向けた改善、従来の枠組みに囚われない柔軟な訓練や行事運営などを検討していきたいと思っております。

続きまして、検討事項②になります。多様な主体との連携による被害軽減方策についてです。首都直下地震のような大規模災害に備えるためには、消防団が多様な主体と連携し、被害を軽減するための取り組みを進めることが重要です。しかし、自助、共助、公助のうち、公助だけでは限界があるため、自助、共助として地域住民の方々が、そして企業、大学などが、それぞれの強みを生かして協力することが不可欠であると考えます。このことから、検討の方向性としては、まずは公助である消防団員の入団促進を図り、消防団の組織力の強化を図ること、そして、自助、共助の担い手となる町会、自治会や学校、コミュニティ等とのさらなる連携の強化、文化や習慣が異なることを理解した上での在留外国人や外国人観光客に対する防火防災指導等に関する配慮や工夫などを検討していきたいと思っております。以上で、諮問事項等に対する課題と検討の方向性について説明を終了いたします。

なお、消防団員の意見を今後の答申に反映させるために、資料9にあるようなアンケートを実施する予定となっております。アンケート内容については現時点での案になりますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後になりますけれども、資料4にお戻りください。今後の審議予定について説明をいたします。本日が第1回目の委員会となり、次回、第2回委員会については、令和8年7月頃を予定しております。答申骨子の抽出と検討をいただければと思っております。続いて、第3回につきましては、令和9年1月頃を予定し、答申案の検討とご承認をいただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。以上、雑駁でございますが、諮問事項と諮問を踏まえた課題、検討

事項、検討の方向性について説明を終了させていただきます。

【滝口委員長】

ご説明ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等がございましたら挙手にてお願ひをいたします。北村委員。

【北村委員】

今回の新たな諮問のほうにも、前回のところにも出ていたe－ラーニングシステムについて若干お尋ねしたいのですけれども。今、自営業の方だけではなく、通常の企業にお勤めになって、それで消防団の活動をされている方もいらっしゃると思うんです。いろいろな働き方をされている方がいらっしゃると思うので、e－ラーニングシステムを活用していくというのととても有効ではないかと思っているのですけれども。現状で、ここにあがって来るということは、利用されている方の中で何か不都合があるとか、課題があるとか、そういったような認識なのでしょうか？

【尾久消防署警防課長】

e－ラーニングシステムにつきましては、前回の答申にもあったとおり、前回はコンテンツの充実といったものをメインとして答申であげていますけれども、今回については、e－ラーニングシステムを利用した団員の結果、進捗状況、そういったところも見える化によって体系的な教育訓練につながればというところであげてあります。現在のe－ラーニングシステムにつきましては、通常の実動的な訓練を補うための自己学習的な意味合いを込めて、新入団員や他の団員に対して、いろいろなコンテンツ、火災対応マニュアルであったり、震災、水災に対応するマニュアルであったり、そういったところを充実させておりまして、今年度新たに導入した教材につきましても、外国人に対する防火防災訓練指導時の資料であったり、新入団員に対する学習教材の動画であったり、年々拡充されている状況になります。ただ、利用状況については、署で個別に確認する状況にはございませんので、事務局としては、それぞれの団の個人的な利用状況といったところの把握がなかなかできない状況になりますので、そういったところも課題かと思っております。

【北村委員】

では、今、このe－ラーニングシステムというのは、コンテンツが用意されていて、提案はするけれども、団員の方がどれだけそれを学んでくださっているかというのは把握できていないのですね。

【尾久消防署警防課長】

そういったところの把握ができたらというところを提言に入れていくたいと思っています。

【北村委員】

わかりました。ありがとうございます。

あと、次のところの諮問の中で、消防団員さんの負担軽減と活動環境の最適化に関して、具体的には次回でと思いますけれども。この間も、活動に対する報酬が高くはない報酬なのかなというお話があったと思うのですけれども。この間の推移、もし上がっていたりとかがあれば教えていただきたいのですが。

【尾久消防署警防課長】

消防団の年間の報酬と1回の出場につき支給される費用弁償というものがあります、年間報酬額の変更はないのですけれども、1回の出場に支給される費用弁償は、令和7年、今年の4月1日から4,000円から4,500円に改正となっております。火災等の災害に出た場合の4,500円に、災害活動に従事した場合プラス4,500円で、計9,000円の支給に変更となっています。

【北村委員】

随時、その報酬は上げたりしているのですか？その頻度はどれぐらいなのでしょうか？

【尾久消防署警防課長】

毎年、団員数を確保するために処遇の改善の見直し等があり、また、今回のような運営委員会等で答申の中に盛り込まれた場合は、検討して上げていくという動きが出てくるのかとは思います。どのような頻度でというところは明確な回答はできません。

【北村委員】

ありがとうございます。

【滝口委員長】

どうぞ。

【夏目委員】

さっきの北村委員の話にあったとおり、報酬面が月どれぐらい稼働して、どれぐらい費用弁償がもらえて、火災が平均としてどれぐらいあってというのが・・・。地域活動はしてみたいけれども、お金がどれぐらいもらえるのか、活動の回数がどれぐらいあってというのは、一般の人にはぱっとわかりにくいかなと思います。そういうことも含めて、何かやりたいけれども、どれぐらいの活動頻度でというのがわからない人のためにまめに発信というか、目に付く広報をしてほしいなと思いました。

【尾久消防署警防課長】

そちらの広報については、今、進めているのが、消防団の活動や魅力を知ってもらうために、東京消防庁で、本所消防団を対象に「町火消スピリット」というテーマで動画を作成しております。こちらについては、8年の1月6日の東京消防出初式以降から公開するというところで、短縮版で30秒、15秒、6秒、全体版で約5分程度の動画も今作成中です。その他に、団の年間の活

動状況といったところは特別区消防団のホームページの中の募集動画の中でも唱っている部分もありますので。ただ単純に活動回数が何回程度というのは、年間の主要行事と警戒活動が年何回あるかとかは説明等もできるのですけれども、個人差があり、自営の方、会社員の方、あとは忙しくて、家庭の事情等もあって、年間の活動回数がそれほど出られない方もいらっしゃいます。参考までに一番多い方だと、尾久消防団では年間で100回程度出られている方。一日に複数回出れば、それぞれ1回とカウントしますので、例えば3回訓練指導をすれば3回で計上されて、その分の費用弁償は支給されています。少ない方は本当に一桁といった方もいらっしゃいます。その差があるのはご理解いただければと思います。

【夏目委員】

先ほどもSNSの使い方を今後検討していくとおっしゃられたと思うのですけれども、尾久消防団のアカウントとかがもあるのであれば、そこに、今月はこれぐらい活動しましたので、報酬をこれぐらいもらった方もいますみたいなものがあると、ちょっとやってみたいなという人もわかりやすい情報としてこまめにあげてもらえたなら、入りたい人が入りやすくなるかなと思いました。

【尾久消防署警防課長】

ありがとうございます。

【西川委員】

いただきました資料3の課題1の②のところを中心にお聞きしたいのですが、ここに書かれています訓練に関するさまざまな記載の中で二つほど。

一つは地域特性に応じた訓練というのが、具体的に荒川消防でも、尾久消防でも、それぞれの地域の特性もあろうかと思いますが、その辺、どのような訓練を想定されるのかというところと訓練場の問題。方面訓練場や消防署の訓練施設も活用というような記載もございますけれども、例えば尾久消防であれば、これまで尾竹橋公園のところの空き地のスペースを使って訓練などをされていたと思いますが、あそこも、今、町屋公園の建設に伴って使用ができなくなっていましたり、消防署の敷地自体も荒川区の場合はさほど広くはありませんので、訓練場の確保というようなところでは、大規模災害を想定した実践的な訓練というのがどのような形で、それぞれ方面本部なり消防署の訓練施設なりを活用して行われることを想定されるのかというところをお伺いできればと思います。

【尾久消防署警防課長】

まず1点目の地域特性を踏まえた訓練というところなのですけれども、荒川区として、通常の火災件数は、ここ数年、特別区内で一番少ない行政区になっていまして、ここ4、5年は荒川区が一番少ない件数です。ただ、大規模な震災の被害を想定しますと、東京都の被害想定の中では、東京都で600件という火災の想定があるのでけれども、荒川区内で言えば17件が想定されています。ただ、火災危険度の高い区域が区内にたくさんありますので、一度火災が1件発生します

と、風等の条件にもよるのですけれども、先日の大分のように大規模な火災に発展する危険性がものすごく高い地域だと思いますので、それを踏まえて、消防団の方には、尾久の消防署の訓練手段はほとんど整っていないので、年間に数回ではありますけれども、滝野川訓練場、第五方面の訓練場をお借りして、多くの団員に参加していただいて、実際の建物に見立てたものを使い、実戦的な訓練という形で実施しているのが現状となります。そういったところを踏まえ、西川委員から先ほどありましたとおり、火災以外でも年に1回の大きな震災訓練、この間も11月29日に東京消防庁の総合震災消防訓練を実施しましたけれども、その際には、荒川区で設置してある永久水利を活用した長距離のホース延長と放水訓練、そういった形の訓練も実施しておりますので、そういった訓練を実施することで、地元の消防団の方の災害活動力の向上を図っているという状況になります。

【西川委員】

ありがとうございます。

【滝口委員長】

他にご質問はありますでしょうか？

私から1件だけ確認いいですか？先ほど災害状況のご説明をいただいた資料6ですけれども、荒川区内の火災件数が、荒川、尾久を合わせて66件ということで、下の出火原因の四つの原因を足すと46なんですね。残り20件が別の要因だと思うのですけれども、その中で、リチウム電池関係があるのかどうかを把握されているのか。把握がなかなかできないというところがもし分かれば。

【尾久消防署警防課長】

リチウム電池に起因する火災は確かに多くなっているのですけれども、今、手元に管内の数字的なものがございません。非常に件数的には東京都内では多くなっています。

【金田委員】

荒川署管内では確かに2件発生しております。

【滝口委員長】

今後、もちろんタバコとかガスとかというのは、引き続き区民に注意してもらうしかないと思うのですけれども、リチウム関係というのは全く想定していなくて、普通に使っている、それが何かの衝撃で膨れて火災になるというケースが、いろいろな報道ですと増えていて。なので、リチウム電池の回収とかは行政としてもしっかりやっていかなければいけないと思っているのですけれども。今後、火災要因の一つとして捉える必要があるのかどうかも含めて把握をしていただければ、区としても啓発をする時に参考になると考えておりますのでよろしくお願いします。

【尾久消防署警防課長】

荒川区内の数字ではないのですけれども、東京消防庁として、リチウムイオン電池関連火災、

令和6年の火災件数は115件ということで、前年の令和5年が78件ですので、1年前と比較すると40件ほど増えているという状況です。

【滝口委員長】

わかりました。ありがとうございます。

他によろしいですかね。

それでは、他にご意見がございませんでしたら、この辺りで本日の審議を終了させていただきたいと思います。円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。本日、皆様からいただきましたご意見等を踏まえ、答申を作成していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

6 閉会

【地域防災担当課長】

皆様、ありがとうございました。次回、第2回の委員会につきましては、来年の夏頃の開催を予定しております。その際には、諮問に対する答申の骨子についてご審議をいただく予定としておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

最後に、会の冒頭にも申し上げましたが、口座振替依頼書にご署名の上、この後、会場におります事務局職員までご提出をよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして会議を閉会といたします。皆様、本日はお集まりいただきありがとうございました。